

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて

標記について、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成 30 年 7 月 11 日付け国道利第 9 号)により、国土交通省道路局路政課長から別添のとおり、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」(昭和 46 年 10 月 1 日付け建設省道政発第 107 号)を廃止した旨の連絡がありましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当：柏原、岡崎

電話：03-5253-7523

国 道 利 第 9 号
平成30年7月11日

消防庁 予防課長 殿

国土交通省 道路局 路政課長



道路の上空に設ける通路の取扱いについて

道路の上空に設ける通路の取扱いについては、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）において許可基準を、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号）において屋上連結通路の設置における占用の許可基準に係る取扱いを定めていたところ
です。

今般、建築物及び道路の利用実態等を踏まえた関係省庁の調整により「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）が廃止されたことから、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号）」については、廃止します。